

令和2年監査基本計画

令和元年12月5日
監査委員決定
令和2年7月22日
一部変更

1 都政をめぐる状況と監査

都政においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を確実な成功へと導き、次世代に継承できるレガシーを創り上げるとともに、人口減少や更なる少子高齢化への対応、年々激しさを増す豪雨や猛暑への対策など、直面する課題に対して迅速かつ的確に対応することが求められている。加えて、Society5.0

(注)の実現に向けた5G網構築の推進など、東京が成長を生き続ける成熟都市として更なる進化を図るための施策を積極果敢に展開していかねばならない。また、令和2年4月に施行される改正地方自治法に基づき、地方公共団体は、内部統制制度の導入や監査制度の充実強化を図ることとなった。

今後は、内部統制に依拠した監査の実施により、監査の効率化、重点化を図っていくことが求められることから、監査委員は内部統制の最終責任者である知事と内部統制の整備・運用状況や課題等に対する認識の共有を図り、効果的な内部統制の整備及び運用につなげていく。

さらに、令和元年11月に東京都監査委員監査基準を改正した。令和2年監査では、新たな監査基準の下でICTを活用した監査を進めていくなど監査機能の強化及び監査品質の向上を図り、監査に対する都民の信頼性をより一層高めていく。

(注)ビッグデータやAIなどの先端技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第5の未来社会として国が提唱。

2 基本方針

- (1) 都の事務や事業について、合規性はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行う。
- (2) 都の事業におけるリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度を踏まえた上で監査の重点化を図り、効率的かつ効果的な監査を実施する。
- (3) 各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、都の事務及び事業を横断的・多角的に検証するとともに、事務部門と技術部門とが相互に協力することにより、相乗効果の高い監査を実施する。

- (4) 必要に応じて監査専門委員を活用し、監査の専門性の向上と効率化を図る。
- (5) 監査結果の報告について、図や表を活用し、都民に一層わかりやすく表記することはもとより、様々な媒体を用いて効果的に発信することにより、都政に対する都民の信頼確保に寄与する。
- (6) 監査結果及び各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックを行い、ミス等の再発防止の徹底を図るとともに、事務の効率化や都民サービスの向上を促す。
- (7) 令和3年の内部統制評価報告書審査の実施に向け、都における内部統制の整備及び運用状況について確認する。

3 各監査の実施概要

(1) 定例監査

ア 全庁重点監査事項

各局による「東京都政策連携団体に対するガバナンス」を全庁共通の重点監査事項に設定する。

平成31年4月1日より、従来の東京都監理団体は、東京都政策連携団体として「都庁グループ」の一員と位置付けられ、都と協働して政策形成や施策展開をしていくことが一層期待されると同時に、公的サービスの担い手として都民からの信頼を確保していく観点から、高度なコンプライアンスや説明責任が求められることとなった。そのため、都は、政策連携団体を育成・活用していくとともに、政策連携団体における一層公正な事業運営や政策連携団体に対するガバナンス確保に向けた更なる取組を推進していくことが必要である。

一方、過去の定例監査や財政援助団体等監査において、局から団体に対する出えんに係る契約内容の不備や委託業務の履行確認の不備など複数の改善を要する事項が指摘されている。

こうしたことから、各局における政策連携団体に対する指導監督状況について、財務面を中心に横断的・多角的に検証していく。

イ 局別重点監査事項

監査対象局の事業の特性、社会経済状況や事業執行上のリスクを考慮して、局ごとに時宜に適ったテーマを選定する。

ウ その他留意事項

都の事務・事業の監査に必要な場合、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

(2) 工事監査

ア 重点監査事項

「監理体制」を重点監査事項に選定する。

工事における監理とは、工事の計画、設計、施工、維持管理の各段階で、または、一連の過程において、包括的に確認、指導・監督を行うことを言う。

近年、都の工事等について、事業全体を俯瞰して見ることのできるベテラン職員の減少等により、部署内のチェック機能が有効に働かず、基準があるにもかかわらず設計内容が統一されていないものや、同種の工事で品質管理に係る受注者への指導・監督にばらつきが生じている事例が見受けられた。

限られた人的資源等の中で、施設整備・維持管理を効率的かつ効果的に行っていくためには、適切に監理を行える組織の体制強化がますます重要になっている。

このため、各局が実施する工事等について、監理体制が適切に機能しているか、統一的・横断的に検証していく。

イ その他留意事項

(ア) 案件ごとに、契約金額が高額なもの、落札率が高いもの、特命随意契約など、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

(イ) 長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業計画どおりに適正に行われているかを確認する。

(3) 財政援助団体等監査

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和2年監査は実施しない。

(4) 行政監査

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和2年監査は実施しない。

(5) 決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各監査及び検査は、各監査の結果などを有機的に連携させ、効率的かつ効果的に実施する。

(6) 住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行うため、専門性が高い監査請求に対しては、外部専門家を活用するなど、住民監査請求に的確に対応する。

(7) その他

ア 令和3年財政援助団体等監査において公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対する監査の実効的かつ速やかな実施を確保するため、当該監査への準備等を進める。

イ 環境等の変化又は本計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査実施体制の変更等を行う。

4 各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監査種別	実施期間	報告・公表時期
定例監査	令和2年1月 ～令和3年1月	令和3年2月
工事監査	令和2年1月 ～令和3年1月	令和3年2月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用状況審査を含む。)	令和2年7月 ～令和2年9月	令和2年9月
公営企業各会計決算審査	令和2年6月 ～令和2年9月	令和2年9月
例月出納検査	令和2年1月 ～令和2年12月	令和2年6月、9月、12月 及び令和3年2月
健全化判断比率等審査	令和2年7月 ～令和2年9月	令和2年9月
住民監査請求	随時	随時
監査結果に基づき知事等が講じた措置		令和2年6月、12月